

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

2 説明会の日程

年 月 日	時 間	定 員
令和3年11月16日（火）	10時00分～11時00分	20名
令和3年11月16日（火）	14時00分～15時00分	20名
令和3年12月 8日（水）	10時00分～11時00分	20名
令和3年12月 8日（水）	14時00分～15時00分	20名

3 開催場所

船橋税務署 3階会議室 船橋市東船橋5-7-7

4 連絡先

船橋税務署 法人課税第1部門 ☎047-422-6511（代表）内線414

※お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。

5 説明会の参加に当たって【事前予約制】

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、**事前予約制**とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ

